

財務大臣 谷垣 禎一様

国際協力銀行 総裁 篠沢 恭助様

フィリピンのサンロケ多目的ダム事業に関する要望書

国際協力銀行が融資を継続してきたフィリピンのサンロケ多目的ダム事業については、流域住民の生活状況の悪化、あるいは、土砂堆積による上流域の村への影響など、これまでに多くの問題が地元の住民・NGO、また、日本市民から指摘され、その問題の解決、あるいは、本事業への融資停止を求める要望が国際協力銀行に対して繰り返されてきました。そして、本事業への融資を決定した1998年および99年¹以降、国際協力銀行がそうした環境・社会問題のモニタリングを行なうため、現地調査を続けていることは私どもも承知致しております。

しかし、すでに2003年に本事業が完工した後も、現地では以下のような解決されるべき問題が残されています。

- 1999年に187世帯²が移転したカマンガアン再定住地では、70～80%以上が貧困ライン（1世帯の月収約4,500ペソ＝約9,000円）³を下回る生活を送っている。⁴
- 土地所有権取得のために必要な書類に不備があるなどの理由で、土地の補償が未払いのケースが約350件残っている。⁵
- 砂金採取への正当な補償（砂金採取ができなくなってからこれまでの収入機会の減少に対する金銭補償、および、今後の生活に必要な新たな生計手段の提供）を求め、交渉が継続されている。
- 土砂堆積の防止対策を含む『イトゴン統合集水域管理計画』が予定通りに進んでいない。

一方、国際協力銀行は今年1月に行なった現地調査を受けて、以下のような新しい動きがあるとの報告を行なっています。⁶

- 個別の生活支援プログラムに成果がみられる（養豚プロジェクトによって、37世帯が4ヶ月で純益1,300ペソを得たなど）。
- 新しい生活支援プログラムが検討されている（カマンガアン再定住地への移転者187世帯に26ヘクタール、ラグパン再定住地への移転者39世帯に22ヘクタールの土地を提供するなど）。
- 生活支援プログラムの対象者には、現在の対象者（再定住地に移転した世帯、事業者の作成した砂金採取リストに掲載されている個人319名、その他補償支払い対象者）以外の影響住民も今後新たに認定する。
- 土地補償の支払いについては、土地ベースで7割が支払いを完了しており、残りについては事業者が支払いを促進するためのタスク・フォースを立ち上げて支援している。

私たちは、上述した国際協力銀行の報告にあるような現時点での新たな動きが、問題の解決のために必要であることは否定しませんが、同時に、以下のような疑問を抱かざるを得ません。

¹ 国際協力銀行（旧日本輸出入銀行）は、日本民間銀行団（当時東京三菱、富士、住友、住友信託、農林中金、さくら、三和）および香港上海銀行との協調融資により、サンロケパワー社への投資金融約5億米ドルの融資を98年10月27日に承認。また、99年9月20日には、フィリピン電力公社への4億米ドルのアンタイドローン承認。

² カマンガアン再定住地には当初187世帯が移転。うち50世帯は他所へ再移転している。（2004年3月25日にFoE Japanが行なったサンロケパワー社への聞き取りより。）

³ フィリピン国家統計調整委員会（National Statistical Coordination Board: NSCB）の測定した貧困ラインによれば、2002年における貧困ラインは全国レベルで11,906ペソ（年一人当たり）。パンガシナン州農村部は12,737ペソ。ベンゲット州農村部は13,309ペソ。これらのデータから、この地域の農村部の貧困ラインは一世帯5人の場合、月に5307ペソ～5545ペソとなる。（参照：http://www.nscb.gov.ph/poverty/2002/2002povTreshold.asp）

⁴ 2004年3月25日にFoE Japanが行なったサンロケパワー社への聞き取りより。サンロケパワー社が最近行なった再定住地における社会経済調査に基づく。

⁵ 2004年3月25日にFoE Japanが行なったサンロケパワー社への聞き取りより。

⁶ 2004年3月4日に行なわれた国際協力銀行とFoE Japanとの会合における口頭での報告による。

- これまでの問題の解決の枠組みとは違い、現在の新しい動きに参加できる対象者の範囲が十分に確保され、また、その新しい動きが、生活水準の悪化の問題を解決するのに十分な実効性を有しているのか。⁷
- そもそも、1999年の融資決定時、国際協力銀行は「住民参加による問題解決のための枠組みの構築が確認されている」⁸としていたにもかかわらず、事業の着工以来すでに6年が経ち、完工しているなかで、依然として問題が解決されておらず、新たな枠組みが求められ続けているのはなぜか。

したがって、私たちは、以下の点を国際協力銀行に強く求めます。

- i. 影響住民の生活水準や収入機会について、本事業の着工以前より向上させることを目的とし、現在の生活水準、および、その改善のために新たに必要な生計手段がどの程度であるのかを明らかにした上で、事業者の対応の実効性を評価し、適切な措置を講じること。
- ii. これまで本事業において補償および生活支援プログラムの対象者が拡大し続け（移転世帯数の増加、土地収用世帯数の増加、季節労働者319名の認定など）、また、現在も3,000名を超えと言われる砂金採取者らが新たに対象者としての認定を求めている。こうした「事業の影響を受ける住民の拡大」の原因を究明し、新たな対象者の認定プロセスの方法が、適切かつ十分に透明なプロセスの下で決定され、運用されていくよう、十分に注意してモニタリングを行なうこと。
- iii. 今後、他の融資案件（融資検討案件）で二度と同じようなことを繰り返さないためにも、「本事業の融資決定前の調査・問題解決の見通し」と「本事業の現在の問題状況」とを比較評価し、本事業の融資決定前の審査における問題点を国際協力銀行として明らかにすること。
- iv. 以上の事項が確保され、地元での問題の解決が図られるまで、国際協力銀行がまだ拠出していない残りの10%の融資を停止すること。

本要望書にご配慮いただき、適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

以上

連絡先：

国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江秀枝）
〒171-0031 東京都豊島区目白3-17-24 2F
Tel: 03-3951-1081, Fax: 03-3951-1084

Cc: 丸紅株式会社 取締役社長 勝俣 宣夫様
関西電力株式会社 取締役社長 藤 洋作様
株式会社東京三菱銀行 取締役頭取 三木 繁光様
株式会社みずほ銀行 取締役頭取 杉山 清次様
株式会社三井住友銀行 取締役頭取 西川 善文様
住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温様
農林中央金庫 代表理事理事長 上野 博史様
UFJ銀行株式会社 頭取 寺西 正司様

⁷ 「栗田英幸（2003.02）巨大資源開発のディレンマ ケイパビリティの視点から見た生活手段評価に関する一考察」、愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編 第14号」によれば、稲作1ha当たりの利益概算（6人家族）＝42,250ペソ/収穫（6ヶ月）また、砂金採取による収入＝40,000～80,000ペソ/年とされている。

⁸ 99年9月の日本輸出入銀行（当時）の国会議員への説明用文書より抜粋。また、同年8月5日付けの日本輸出入銀行（当時）の国会議員への説明用文書によれば、「融資再開の前提」の一つとして、「先住民への十分な配慮を含むこれらプロジェクトから影響を受ける全対象住民に対する対策の策定」があげられている。

本要望書は以下の団体・個人から賛同を得ています。

【賛同団体・個人】

(15 団体 / 49 個人)

(団体賛同)

アジア開発銀行福岡NGOフォーラム(吾郷健二)

A SEED JAPAN(宮腰義仁)

NPO レインボー(長田紀子)

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(古沢広祐)

国際環境NGO FoE Japan(岡崎時春)

債務と貧困を考えるジュビリー九州(寺嶋悠、高丸正人、大倉純子)

水源開発問題全国連絡会(遠藤保男・嶋津暉之)

セブ・ボホールネットワーク(西井和裕)

徳山ダム建設中止を求める会・事務局(上田武夫)

特定非営利活動法人 草の根援助運動(武中秀允)

ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン(佐藤大介)

フィリピン情報センター・ナゴヤ(池住圭)

フィリピンのこどもたちの未来のための運動(CFFC)(服部恭子)

フィリピンピースサクル(大森進)

メコン・ウォッチ(松本悟)

(以下、個人賛同 49 名)